

6 福薬業発第 3 4 5 号  
令和 6 年 1 1 月 5 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 山口 信也

### 感染症対応に係る薬局の研修について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省「令和 5 年度薬剤師の資質向上等に資する研修事業」により感染対策に関する研修プログラム・研修資材の動画コンテンツが日本薬剤師会によって作成され、本会でも研修プラットフォームを通じて、別添の動画コンテンツの提供開始した件につきましては、7 月 1 0 日付け 6 福薬業第 1 5 1 号にてご案内させていただきました。

薬局に従事する薬剤師は、新たな新興感染症の発生・まん延に備えて、必要な体制を確保するために、感染対策に必要な知識及び技能を習得する必要があります。そのため、厚生労働省医薬局総務課より標記の件につきまして、薬務課を通じて再度連絡がございましたのでご案内いたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

別 添

薬剤師の資質向上等に資する研修事業の感染対策に関する研修プログラム  
(令和5年度厚生労働省事業)

「感染対策に関する研修プログラム」受講のご案内

目 的：薬局において感染対策が効果的に実施されるよう、感染症や感染対策に係る正しい知識の習得、薬局における感染対策の体制づくり

研修情報：薬局を対象とした感染対策の適切な実施のための研修。また、感染症法に基づき医療措置協定を締結する薬局の研修として、活用に資するため作成された。

1. プログラム提供

令和6年6月27日～令和10年3月31日

2. プログラム名

福岡県\_【令和5年度厚労省事業】感染対策に関する研修プログラム

3. プログラム提供方法

日本薬剤師会研修プラットフォームを通じた提供

<https://nichiyaku.manaable.com/login>

ログイン・新規登録 > 研修を探す > 当研修プログラムをクリック後ご視聴ください



4. プログラム視聴料

会員および非会員：無料

## 5. コンテンツ内容

- 【研修資材 1】標準予防策と経路別予防策（21分36秒）
- 【研修資材 2】洗浄・消毒・滅菌（38分07秒）
- 【研修資材 3】血液粘膜曝露対策（22分07秒）
- 【研修資材 4】個人防護具の適正使用（33分09秒）
- 【研修資材 5】ワクチンによる感染症の予防（15分42秒）
- 【研修資材 6】感染微生物と検査（18分30秒）
- 【研修資材 7】アウトブレイク対策（22分50秒）
- 【研修資材 8】抗菌薬適正使用とAMR対策アクションプラン  
（18分37秒）
- 【研修資材 9】感染対策における平時及び緊急時の他医療機関や  
行政等との連携（11分31秒）

※研修プログラムの研修項目1～9のすべての研修を受けることで、全体の研修内容を網羅できるよう構成されています。研修プログラムの時間数はあくまでも目安となります。

## 6. その他

研修単位：日本薬剤師研修センターの研修単位の取得はございません

以 上

公印省略

6 薬第 2 3 0 6 号  
令和 6 年 1 1 月 1 日

公益社団法人福岡県薬剤師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長  
(薬務課)

感染症対応に係る薬局の研修について

このことについて、厚生労働省医薬局総務課から別添のとおり、事務連絡がありましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和 6 年 10 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局総務課

### 感染症対応に係る薬局の研修について

平素より、厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号。以下「改正法」という。）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 36 条の 3 に規定に基づき、平時から都道府県と薬局との間で、自宅療養者等への服薬指導等の感染症対応に係る協定を締結する仕組みが法定化されたところです。

当該感染症対応に係る薬局の研修については下記のとおりですので、貴管下薬局、関係団体、関係機関等に周知いただくとともに、改正法の円滑な施行に向けて、引き続きご協力をお願いします。

なお、本事務連絡については、医政局地域医療計画課と協議済みであることを申し添えます。

### 記

#### 1 研修の資材について

薬局において、新たな新興感染症等の発生・まん延に備えて、必要な体制を確保するためには、薬局に従事する薬剤師等が一般的な感染対策に加え、新型コロナウイルス感染症や新興感染症への感染対策に必要な知識及び技能を習得することが必要です。

そのための研修の資材について、令和 5 年度厚生労働省事業「薬剤師の資質向上等に資する研修事業」により公益社団法人日本薬剤師会が作成し、今般、厚生労働省ホームページ（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansenshokensyu\\_yakkyoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansenshokensyu_yakkyoku_00001.html)）に掲載いたしましたので、お知らせします。

## 2 研修の周知について

当該研修は、地域の薬局における一般的な感染対策に加え、新型コロナウイルス感染症や新興感染症への感染対策に必要な知識及び技能の習得を推進するために実施されるものであり、薬局に従事する薬剤師等に対し、上記1の研修資料の内容が含まれている研修を積極的に実施または受講させていただくよう、管下の薬局等に対し、周知をお願いします。

なお、上記1の研修資料を活用した薬局向け研修については、各都道府県薬剤師会等において、実施に向けて調整中であることを申し添えます。

以上